私学助成の幼稚園をご利用予定の皆様へ

2026.09

枚方市

幼児教育・保育の無償化に伴う給付認定について

令和元年10月から幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に向け、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

私学助成の幼稚園（以下幼稚園等という）に入園する場合、新1号・新2号・新3号認定のいずれかの認定を受けて利用することで利用者負担額（基本保育料等）が無償化の対象となります。

下記内容をご確認のうえ、必ず期限までにご申請ください。

1. 認定区分と対象児童について

認定区分	対象児童	対象年齢
新1号	新2号・新3号認定を受けている児童を除く、幼稚園等を利用する児童	3歳誕生日前日から卒園する年度末まで
新2号	父母ともに保育要件（p.2参照）がある児童	3～5歳児
新3号	父母ともに保育要件（p.2参照）があり、**市区町村民税非課税世帯（※）の**児童	3歳誕生日前日から最初の3月31日まで（満3歳児）

（※）保護者及び同一世帯員（同居親族等）が市区町村民税非課税である世帯

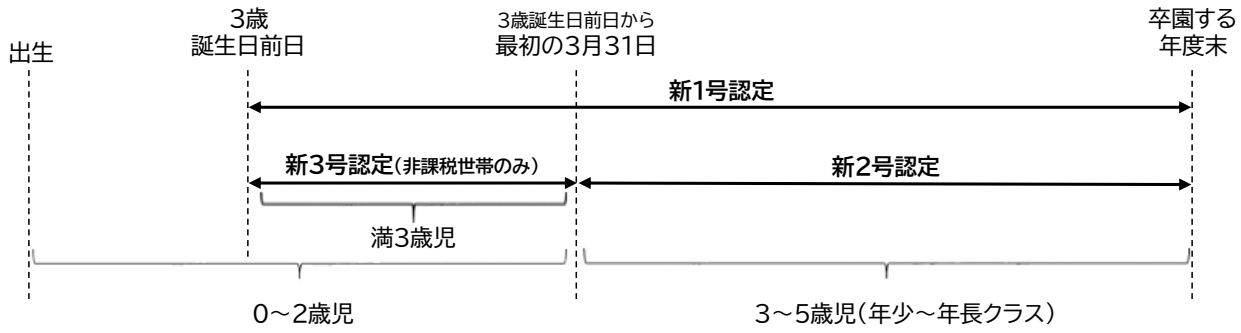

2. 認定ごとの無償化対象費用について

		新1号認定	新2号認定	新3号認定
①	基本保育料	**無償化対象** ※ただし、月額 28,000 円を上限		
②	預かり保育利用料	無償化対象外	**無償化対象** ※ただし、月あたり利用日数×490 円を上限（p.2 参照） ※3か月に1度枚方市へ請求書の提出が必要（p.2 参照）	

① 基本保育料の無償化について

（1）対象者

新1号・新2号・新3号認定を受けている児童全員

（2）対象経費

基本保育料・入園料

※日用品費や制服費、通園送迎費、行事費、給食費などは無償化対象外です。
※入園料は支払った年度の在籍月数で割った額を月額基本保育料に加算します。

（3）無償化上限額

月額 28,000 円

（4）無償化に係る手続き

不要。各施設が定める基本保育料・入園料のうち、月 28,000 円を超える差額分については施設に支払い。

補足給付事業補助金

無償化対象外費用のうち給食費については、別途申請することで、対象者のみ副食費の補助を受けることができます。
給付対象者や申請方法については別紙「令和9年度　副食費に係る補足給付事業補助金の申請について」を参照してください。

② 預かり保育利用料の無償化について

(1)対象者

新2号認定または新3号認定を受けている児童

(2)対象経費

預かり保育の利用料(利用料金等については各施設にご確認ください。)

(3)償還上限額

新2号認定:月あたり利用日数×490円(ただし月額12,300円まで)

新3号認定:月あたり利用日数×490円(ただし月額17,700円まで)

(4)償還方法

各施設が定める利用料を施設にお支払いいただいた後、各施設からの報告と保護者の方からの請求書をもとに、無償化の上限額の範囲内で保護者の方から届出いただいた金融機関口座等に償還します。

※償還額は各月に実際に施設に支払った額と上記(3)で計算された償還上限額を比較し、低い方の金額となります。
※償還は年に4回です。請求書や請求方法については、請求時期に施設より配付します。

3. 保育要件 (新2号・新3号)

① 保育事由

新2号・新3号認定を受けるには、父・母のいずれもが次の表のいずれかに該当する場合で、**保育が必要**であることが条件となります。

	保育事由	保育認定事由の要件
1	就 労	1か月当たり**実働64時間以上**の就労をしていること(居宅内外、自営・外勤いずれの場合も含む)。月2万円以上の収入がある内職をしていること。なお、内職は就労証明書提出時に1か月以上の収入実績が必要です。
2	妊 娠・出 産	妊娠に伴う心身の不調等により家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までであること。
3	保護者の疾病・障害	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。
4	同居親族の介護・看護	長期にわたる疾病、または障害を有する同居の親族を常時介護していること(親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、事前にご相談ください)。
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(ただし、保護者自身が被災した場合に限る)。
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
7	就 学	1か月当たり64時間以上就学していること(対象の学校に限る)。
8	下の子の育児休業	既に新2号または新3号認定を受けている児童で、かつ、下の子の育児休業取得時に引き続き保育が必要であると認められること(新規申請時は不可)。
9	その他	上記に類する状態にあると認められる場合。

育児休業中の方について

育児休業からの復帰に伴い新2号・新3号認定を希望される場合、復帰日から認定可能となります。入園日までに復帰されない場合は、新2号・新3号申請に加え新1号申請の手続きも必要です。

② 保育認定の有効期間

保育事由	認定の有効期間(最長期間)
就 労 同居親族の介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学前まで (就労要件で雇用契約が有期の場合、契約期間終了までとなる場合があります。)
保護者の疾病・障害	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間
妊 娠・出 産	出産予定日の6週前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
求職活動	有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
就 学	保護者の卒業・修了まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
その他	市長が必要と認める期間

③ 保育事由ごとに必要な要件確認書類

新2号・新3号認定を受けるために、父母それぞれの保育事由に対応した要件確認書類の提出が必要です。
証明書類や証明機関によっては、発行に時間がかかることがありますので、早めの準備をお願いします。
所定様式は枚方市役所HPからダウンロードできます。

要件確認書類(所定様式)はこちら→

	保育事由		要件確認書類
1	就　労		**就労証明書(所定様式)** ※産休・育休明け希望の方は、本証明書の「育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目(No.8～12)」に育休期間等(予定でも可)を記載。 下のお子様の保育園入所が決まるなど正式に復帰日が確定した場合は、産休・育休復帰確認書(所定様式)を提出してください。 ＜自営業(中心者)の方＞ 就労証明書　＋　確定申告書または開業届等の自営を証明する書類 ＜配偶者または二親等以内の営む事業に雇用契約を結んで就労している方＞ 就労証明書　＋　雇用契約書または労働条件通知書 ＜配偶者または二親等以内の営む事業に役員として就労している方＞ 就労証明書　＋　登記簿謄本 ＜自営業(協力者)の方＞ 就労証明書 ＜内職の方＞ 就労証明書　＋　月2万円以上の収入実績が確認できるもの(給与明細、通帳コピー等)
2	妊娠・出産		母子健康手帳のコピー(母の氏名・出産予定日記載の部分) ※ただし、産前6週前の前日が属する月の初日以前の利用を希望する場合、別途書類(診断書 原本等)が必要
3	保護者の疾病・障害	疾病・負傷	診断書(原本)　※「家庭で保育困難」の記載必要
		障害	障害者手帳のコピー
4	同居親族の介護・看護		次のいずれか一つ ・各種手帳のコピー：身体障害者手帳(1級・2級・3級1種)，精神障害者保健福祉手帳(1級)，療育手帳(A，18歳未満は B でも可)，介護保険被保険者証(要介護3以上) ・診断書(原本)　※「常時介護が必要」の記載必要
5	災害復旧		罹災証明書等
6	求職活動		求職活動申立書(所定様式) ハローワーク受付票(ハローワークで発行)のコピー ※ハローワークインターネットサービスの求職者マイページホーム画面を印刷したものでも可
7	就学		・在学証明書 ・就学カリキュラムもしくは時間割等のいずれか　(就学時間帯及び時間数がわかるもの)
8	下の子の育児休業		就労証明書(所定様式)　※No.8～12 の記載必要
9	その他		市長が必要と認める書類

4. 提出書類早見表

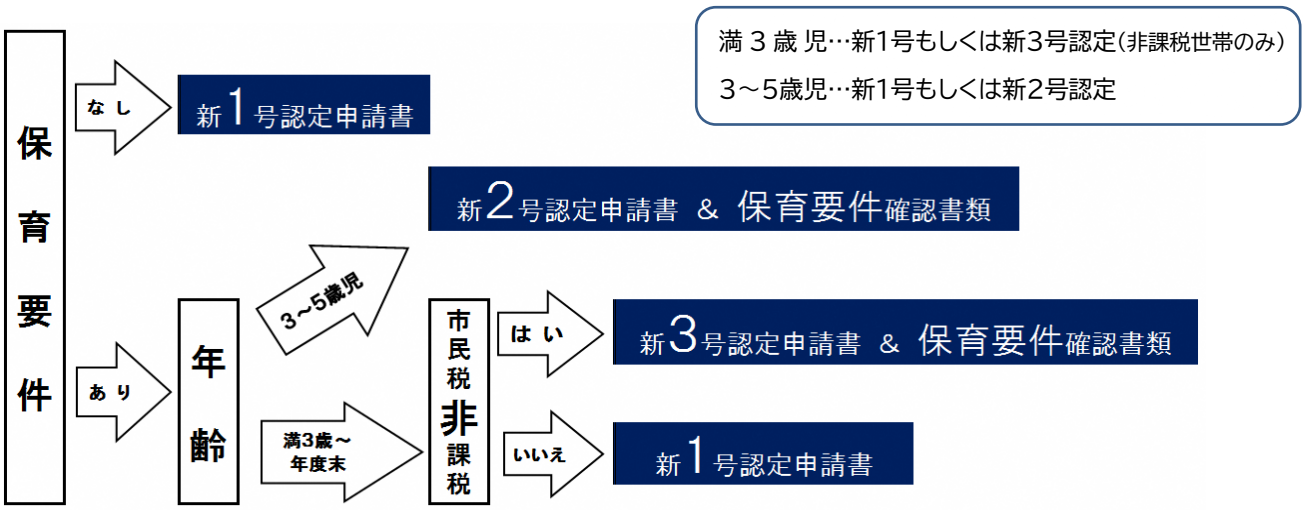

5. 申請書類・提出方法

認定を受けるには、以下の申請書類の提出が必要です。
様式ⒶⒷは利用(予定)施設にてお受け取り下さい。Ⓒの所定様式は枚方市役所HPからダウンロードできます。

新１号認定		
申請書類	Ⓐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第 30 条の4第１号)	
提出先	利用(予定)施設	
提出期限	利用(予定)施設の定める提出期限	
新２号・新３号認定		
申請書類	Ⓑ 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第 30 条の4第２号・第３号) Ⓒ 保育事由ごとに必要な要件確認書類(p.3参照)	
提出先	**【在園児】** 枚方市役所 保育幼稚園入園課 (市役所 別館5F)	**【新入園児・4/1 認定開始希望児】** 利用(予定)施設(※2) ⒷⒸを専用封筒に封入・封緘して提出
提出期限	**【在園児】** 認定開始を希望する日まで(※1)	**【新入園児・4/1 認定開始希望児】** 利用(予定)施設の定める提出期限

(※1)提出後は利用施設に新2号・新3号申請した旨をお伝えください。
(※2)4/1 認定開始希望児については、利用(予定)施設の提出期限以後は市役所 保育幼稚園入園課に直接提出してください。
提出後は利用(予定)施設に新2号・新3号申請した旨をお伝えください。

※新2号・新3号認定の申請で提出された書類は、保育所(園)・認定こども園(保育園部分)への教育・保育給付認定申請で必要な要件書類としては原則受付しませんので、別途必要に応じてご提出いただきますようお願いいたします。
※認定の通知方法について
在園児・新入園児(年度途中申請)…手続きが完了後、随時市役所より郵送にて通知
4/1 認定開始希望児(新年度申請)…4月初旬に園経由にて通知

6. 申請にあたっての注意事項

全認定共通

〇次のような場合は、保育幼稚園入園課に必ず届け出てください。
・住所が変わったとき(市内で転居、または市外へ転出)
・家族の状況が変わったとき(出産・離婚・再婚・祖父母との同居・死亡など)
・修正申告等で市区町村民税額等が変わったとき

新2号・新3号認定

〇新2号・新3号認定を受けていたとしても、施設の受け入れ体制により預かり保育を利用できない場合がありますので、利用方法や利用可能日については事前に利用(予定)施設にご確認ください。

〇要件書類(就労証明書等)などの提出書類に不備があった場合は認定できません。不備書類の提出がなく、新2号・新3号申請書を市役所に提出された日から3か月が経過した場合は、申請がなかったものとして自動で申請取下げとなります。

〇新2号・新3号認定を受ける方に対して、法令に基づき、保育要件の確認のため年に一度以上現況確認を行っています。現況確認の結果、保育要件の確認が不十分であれば要件書類の再提出を求める場合があります。
なお、要件書類の提出がない場合や保育の必要性が確認できない場合は、過去に遡及して新2号・新3号認定が取消しとなり、新1号認定となる場合があります。

〇次のような場合は、保育幼稚園入園課に必ず届出てください。
・保護者が転職・退職・休職されるとき、就労時間が変わるとき、育児休業を取得もしくは職場復帰するとき
・その他、保育認定の事由に変更があるとき

〇新3号認定について、4月～8月は前年度市区町村民税額、9月～3月は当該年度市区町村民税額を基に非課税世帯該当の有無を判断しています。9月1日以降の認定については原則手続きの必要はなく、認定通知を送付します。手続きが必要な方には別途連絡します。

〇新2号・新3号については、申請日より過去に遡って認定することが出来ません。

【問い合わせ先】
枚方市役所 子ども未来部 保育幼稚園入園課
TEL:072－807－3206(直通)
FAX:072－841－4319